

## 森林環境譲与税の使途について

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境譲与税」が創設されました。森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。令和3年度決算における森林環境譲与税の充当先は以下のとおりです。

1 森林環境譲与税交付額 5,029,000円

2 森林環境譲与税を充当した事業 (単位:千円)

事業名	決算額	左のうち、森林環境譲与税充当額
緑地安全対策事業	113,808	5,029

令和3年度は森林環境譲与税を活用し、災害防止対策上必要とする高木・支障木の伐採及び枝払い等管理伐採を行った。

以下、桜山4丁目地内の事例を掲載

(施行前)



(施行後)

